

徳島県告示第十八号

徳島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年徳島県規則第九十号）第二条の規定に基づき次のとおり公聴会を開催するので、同規則第三条の規定により告示する。

令和七年一月十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 日時 令和七年二月四日（火曜日）午後二時から

二 場所 阿南市富岡町あ王谷四六番地 徳島県南部総合県民局（阿南庁舎）本館

三 公述の申出

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和七年一月二十九日（水曜日）までに、意見の要旨、意見を述べようとする理由並びに住所及び氏名を記載した書面を徳島県県土整備部都市計画課へ提出すること。

四 都市計画の素案の概要

都市計画の種類及び名称	主 な 変 更 内 容
徳島東部計画道路一・三・二号 阿南鳴門線	阿南市福井町、新野町、橘町、桑野町、内原町、長生町及び下大野町で区域を変更する。

五 関係図書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

徳島県県土整備部都市計画課及び高規格道路課並びに阿南市都市整備部都市政策課及び建設部広域連携事業課

2 縦覧期間

令和七年一月十日（金曜日）から同月二十四日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで

六 その他

1 公述する者がいない場合は、公聴会を開催しない。

2 この公聴会についての問合せは、徳島県県土整備部都市計画課（電話〇八八 六一 一 二五六三）へすること。